

第 1 6 号議案

足立区住区センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区住区センター条例の一部を改正する条例

足立区住区センター条例（平成 2 年足立区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「による自主的な運営を通して、住民自治の醸成」を「の絆を深め、地域コミュニティの活性化」に、「並びに高齢者」を「、高齢者」に改め、「するため、」の次に「地域づくりの拠点として」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（住区センターの運営）

第 2 条の 2 住区センターは、地域住民による運営を原則とする。

第 1 5 条を第 2 7 条とし、第 1 4 条を第 2 6 条とし、第 1 3 条の次に次の 1 2 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 1 4 条 住区センターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 6 条	区長が特に必要があると認めるときは	指定管理者が特に必要があると認めるときは、区長の承認を受けて
-------	-------------------	--------------------------------

第 8 条 及び 第 1 0 条	区 長	指定管理者

3 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

（指定管理者の指定）

第 1 5 条 前条第 1 項の規定により指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 区長は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者選定審査会）

第 1 6 条 前条第 2 項に規定する指定管理者の候補者の選定審査を適正に行うため、区長の附属機関として足立区住区センター指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する選定審査に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が選定審査に必要な期間を定めて委嘱し、又は任命する委員 8 人以内をもって組織する。

（審査会の委員の任期）

第 1 7 条 前条の委員の任期は、区長が委嘱し、又は任命した日から選定審査が終了する日までとし、1 年を超えないものとする。

（審査会の会長及び副会長）

第 1 8 条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(委員の守秘義務)

第19条 審査会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第20条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第4条に規定する事業（区長の権限に属するものを除く。）

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が住区センターの管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第21条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び住区センターの管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、住区センターを利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、住区センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(評価委員会の設置)

第22条 指定管理者が行う住区センターの管理に関する業務が適正に行われているかを評価するため、区長の附属機関として足立区住区センター指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、前項に規定する評価に関し優れた識見を有する者の

うちから、区長が評価に必要な期間を定めて委嘱し、又は任命する委員 8 人以内をもって組織する。

（評価委員会の委員の任期）

第 2 3 条 前条の委員の任期は、区長が委嘱し、又は任命した日から評価が終了する日までとし、1 年を超えないものとする。

（評価委員会の委員長及び副委員長）

第 2 4 条 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

4 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

（委員の守秘義務）

第 2 5 条 評価委員会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

別表第 1 中「第 1 4 条」を「第 2 6 条」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区住区センター指定管理者選定 審査会	日額 8, 0 0 0 円
-------------------------	---------------

足立区住区センター指定管理者評価 委員会	日額 8, 0 0 0 円

（提案理由）

指定管理者に関する規定を追加するほか、規定の整備を行う必要があるので、この条例案を提出いたします。